

感染症登園許可証

園児氏名 _____

1. 上記の者について、下記の病気を診断しました。(恐れ入りますが該当する症状名に○をお願いいたします)
2. 上記の者について、下記の病気により _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日
(_____ 日間)まで出席を停止したことを認めます。
3. _____ 月 _____ 日より登園しても差し支えないことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師(または保護者) _____

印 _____

記入欄【○】	1. 医師の書面による登園許可証が必要な感染症	
	麻疹(はしか)	解熱後3日間経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水ぼうそう・带状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日間経過するまで
	百日咳	特有の咳が完全に消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	おもな症状がなくなった後2日経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身の状態が良好になるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157)	感染力が非常に強いため医師の判断による
	流行性角結膜炎(はやり眼)	感染力が非常に強いため医師の判断による
	急性出血性結膜炎(アポロ熱)	症状が完全に良くなるまで

記入欄【○】	2. 医師の口頭による登園許可が出た上で、書面による登園許可証が必要な感染症(保護者記載可)	
	手足口病	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	ヘルパンギーナ	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	RSウイルス感染症	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタ・感染性胃腸炎)	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	伝染性紅斑(りんご病)	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
	溶連菌感染症	治療開始後24時間以上が経過し、全身状態が良好

記入欄【○】	3. 医師の判断により登園するも、登園許可書が必要ではない感染症	
	伝染性膿か疹(とびひ)	ガーゼなど通気性の良いもので覆い隠す
	伝染性軟属腫(みずいぼ)	ガーゼなど通気性の良いもので覆い隠す
	頭しらみ	医師の診察後、専用シャンプー等で駆除

